営農経済部からのお知らせ

農薬散布の際は、飛散防止に努めましょう！

営農経済課　TAC
藤井　拓也

安心・安全な農産物を栽培するため、農薬の使用方法をしっかり守って散布しましょう。特に散布時の飛散（ドリフト）防止対策はとても重要です。

万が一、飛散した農薬が登録外の作物から検出された場合、その作物が販売できなくなり、産地としての信用が大きく失墜することになります。また、除草剤の飛散で周辺作物が枯れてしまい、生産者同士のトラブルになる事例も見受けられます。

農薬使用前には飛散防止対策と周辺住民や近隣の生産者に散布を周知するなど、きめ細やかな対応を心がけ飛散防止対策に努めましょう。

飛散防止のポイント

- ■風の強いときは散布しない
- ■作物の近くから圃場端部は内側に向かって散布する。
- ■作物に散布しないときは噴霧を止め、必要以上の薬液は散布しない
- ■圃場間に遮断物を設置したり、緩衝区を設ける。
- ■収穫近い作物が周辺にある場合は、散布日を調整する。
- ■水田の農薬使用後の7日間は止水管理を徹底する。

おすすめ

農薬の安全使用が広く浸透し、農薬中毒事故は年々減っていますが、残念ながらまだ事故はゼロではありません。『使いなれているから』とか、『めんどくさいから』といった小さな油断は禁物です。使用時には、カッパ天国エースなどの**防除衣や農業用マスク・ゴーグル、メガネ、手袋などの保護具を着用**しましょう。

保護具を正しく着用することは、飛散防止対策と同様、農薬使用の基となりますので、心がけましょう！

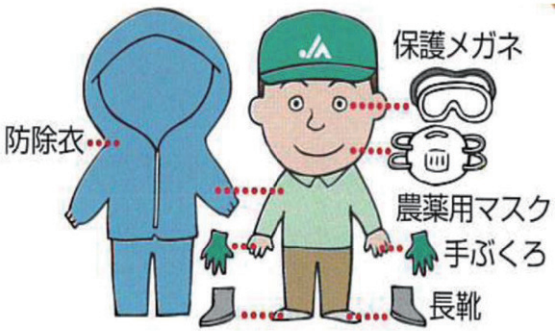

価格　3,186円（税込）